



後期高齢者医療制度（長寿医療制度）は、75歳以上（一定の障害がある方は65歳以上）の方の医療費を国民みんなで支える制度です。

医療費負担の仕組み

公費(国、都道府県、市町村)約5割+
後期高齢者支援金(現役世代の負担)約4割+
高齢者からの保険料1割

後期高齢者医療 生活を支える

特別徴収の方

特別徴収の方は、平成20年4月から年金受給月ごとの納付（天引き）となっております。

4月～8月で年金天引きした仮徴収額が、7月に本算定された平成20年度の年間保険料額を上回る場合には、その差額について還付します。

なお、平成21年の4月～8月の仮徴収額は、平成21年2月と同額が天引きされます。（保険料額の変更のある方には、別途通知します）

制度開始時に被用者保険の本人及び被扶養者であった方

被用者保険の本人であった方は、7月から普通徴収となりますが、そのうち特別徴収の対象となる方は、10月から特別徴収へ移行します。

被用者保険の被扶養者であった方は、9月までは保険料がかからず、10月から徴収（普通徴収又は特別徴収）します。

平成20年4月以降75歳になられる方

4～5月に75歳になられた方は、国民健康保険などの医療保険から後期高齢者医療制度に変わり、7月から後期高齢者医療の保険料の普通徴収が始まります。

6月以降75歳になられる方については、誕生日で後期高齢者医療制度に変わり、保険料についても順次（概ね2か月後）、賦課されることとなります。

医者にかかるとき

原則1枚の被保険者証（名刺サイズの保険証）で受診できます。なお、かかった医療費の一部を負担します。

○ 一般の方……………1割負担

○ 現役並み所得がある方……………3割負担

※ 平成19年中の所得により、負担割合が変更になる方には、8月から新たな被保険者証を発行します。

入院時の患者負担額の軽減について

住民税非課税世帯の方が入院した場合、限度額適用・標準負担額減額認定証の提示により、「入院時の患者負担額」が軽減されます。現在、認定証をお持ちの方は、有効期限が平成20年7月31日となっております。引き続き交付を希望される方は、申請してください。

各種申請について

医療の給付や葬祭費などは、今までどおり各市町の担当窓口で申請できます。

問い合わせ

役場町民課保険医療係
愛媛県後期高齢者医療広域連合
☎ 985-4107
☎ 911-7733

